

令和8年1月期 和泊町農業委員会定例総会議事録

1. 開催場所：和泊町役場 議会議場 令和8年1月23日(金) 午前9時00分～

2. 出席者：

農業委員(14名)

野村会長 加納委員 大福委員 大里委員 松田委員 三島委員 今井委員 東委員
山田(定)委員 榮委員 山田(兼)委員 皆吉委員 村山委員 川畑委員

推進委員(1名)

亘委員

3. 議事日程

- (1) 議案第48号 農地法第3条の規定による許可について
- (2) 議案第49号 農地中間管理事業の貸借に係る農用地利用集積等促進計画(案)について
- (3) 議案第50号 農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について
- (4) 議案第51号 農地のあっせん申出の取下げについて
- (5) 議案第52号 非農地証明書の発行について
- (6) 議案第53号 利用状況調査について

4. 報告

- (1) 合意解約に関する報告について

5. その他

- (1) 令和7年度農作業料金・農家労賃・諸賃金調べの協力について
(報告期限1月29日(木))

- (1) 次期総会について

日 時：2月20日(金) 午前9時～

場 所：和泊町議会議場(役場2階)

議案締切り：2月10日(火)

現地確認：2月12日(木) 午後1時30分～

議案発送：2月17日(火)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 先田 資秀 事務局主査 三島 いずみ

事務局主査 先山 照子 制作者 辻井 理恵

○先田局長

おはようございます。時間になりましたので始めたいと思います。
本日の出席人数は14名で定足数に達しておりますので、本日の総会は成立します。
それではただいまより、令和8年1月期、和泊町農業委員会定例会を開催します。はじめに会長より挨拶をお願いします。

○野村会長

みなさんおはようございます。先月と同じく、会議に呼ばれることはなかったです。以上です。

○先田局長

ありがとうございます。
それでは、和泊町農業委員会総会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、会長にお願いしたいと思います。

○野村会長

それでは進めていきたいと思います。議事録署名人を村山委員と川畑委員、私の3人でいきたいと思います。よろしいですか。

(異議なしの声)

それでは議案に入ります。議案の第48号、農地法第3条の規定による許可について農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、次のとおり審議をお願いします。まず、議事参与の制限に係る案件がございますので、先に審議いたします。加納委員は一時退席をお願いいたします。

(加納委員 退席)

それでは説明をお願いします。

○先田局長

申請番号1番、無償による所有権の移転。畑の所在地が和泊城當〇〇。畑。農振農用地。面積973㎡。他1筆。合計2筆で総面積1,616㎡。渡人が鹿児島県指宿市在住の〇〇氏。受人が和泊字の〇〇氏。贈与。調査委員は山田(隆)委員です。

説明いたします。

渡人〇〇氏は和泊町出身の方で受人〇〇氏の近くに住まわれていて、親同士が親戚ということです。渡人〇〇氏が将来的に島へ帰ることがないということで、渡人〇〇氏所有の畑を親戚である受人〇〇氏に譲りたいということで申請がありました。受人〇〇氏は農業委員であり、農業もしっかりされているので特に問題はないと思います。審議の方よろしくをお願いします。

○野村会長

申請番号1番を先に審議したいと思います。許可をして賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数ですので、許可したいと思います。

(加納委員 着席)

続けてお願いします。

○先田局長

申請番号 2 番，無償による所有権の移転。畑の所在地が畦布上屋武川〇〇。畑。農振農用地。面積 6.31 m²。渡人が手々知名字の〇〇氏。受人が畦布字の〇〇氏。贈与。調査委員は三島委員です。

申請番号 3 番，有償による所有権の移転。畑の所在地が喜美留上原〇〇。畑。農振農用地。面積 5,469 m²。渡人が神奈川県横浜市在住の〇〇氏。受人が喜美留字の〇〇氏。経営規模の拡大の為。農業委員によるあっせん。調査委員は大里委員です。

申請番号 4 番，無償による所有権の移転。畑の所在地が喜美留阿茂留〇〇。畑。農振農用地。面積 789 m²。他 6 筆。合計 7 筆で総面積 10,457 m²。渡人が喜美留字の〇〇氏。受人が和泊字の〇〇氏。調査委員は大里委員です。

申請番号 5 番，有償による所有権の移転。畑の所在地が後蘭時田〇〇。畑。農振農用地。面積 513 m²。渡人が後蘭字の〇〇氏。受人が後蘭字の〇〇氏。個人間の売買。調査委員は前田委員です。

以上 4 件の申請は農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないと思われるため、許可要件をすべて満たしていると思われます。審議の方よろしく願いいたします。

○野村会長

申請番号 2 番。三島委員お願いします。

○三島委員

申請番号 2 番の渡人〇〇氏の畑に受人〇〇氏の畑が割り込んでいまして、今はきちんと牧草地として耕作されております。問題ないと思っておりますのでお願いします。

○野村会長

申請番号 3 番，4 番。大里委員お願いします。

○大里委員

申請番号 3 番の受人〇〇氏は以前より畑を頑張っていていまして、畑が隣同士ということもあり、声をかけました。問題ないと思えます。

申請番号 4 番は受人〇〇氏の母親の妹が渡人〇〇氏で、受人〇〇氏を後継者にとということでもあり、この畑もずっと耕作しています。以上です。

○野村会長

申請番号 5 番。事務局お願いします。

○先田局長

申請番号 5 番の渡人〇〇氏の畑は現在サトウキビを作っているのですが、出入り口が 1 つしかなく、作業が不便だと感じており、隣の畑の受人〇〇氏に使ってこないかと相談して受人〇〇も畑を探していたとの事で合意したとの事です。受人〇〇氏はハーベスターで刈取りや、切り花もしており、大型機械もたくさん持っている農業者ですので、問題ないと思えます。よろしく願いいたします。

○野村会長

説明は以上ですが、何か質問がありましたらお願いします。

(なしの声)

それでは、すべて一緒に採決をしたいと思います。許可をして賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数ですので許可したいと思います。

それでは次にいきます。議案第 49 号、農地中間管理の推進に関する法律第 18 条及び 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について、農用地利用集積等促進計画（案）について次のとおり審議をお願いします。説明をお願いします。

○三島主査

令和 8 年 3 月 31 日開始の契約について、更新 2 件。新規 2 件。合計 4 件。説明していきます。

申請番号 1 番，畦布カスバ〇〇。畑。890 m²。相対から公社での賃貸借契約で、奄美市在住の〇〇氏から畦布字の〇〇氏への契約。契約期間が令和 8 年 3 月 31 日から令和 14 年 3 月 30 日までの 6 年間です。

申請番号 2 番，畦布名川〇〇。畑。1,223 m²。他 5 筆。合計 6 筆で 15,576 m²。新規の賃貸借契約で、兵庫県神戸市在住の〇〇氏から畦布字の〇〇氏への契約。契約期間が令和 8 年 3 月 31 日から令和 14 年 3 月 30 日までの 6 年間です。

申請番号 3 番，国頭長島〇〇。畑。2,315 m²。他 2 筆。合計 3 筆で 6,192 m²。新規の賃貸借契約で、国頭字の〇〇氏から国頭字の〇〇氏への契約。契約期間が令和 8 年 3 月 31 日から令和 11 年 3 月 30 日までの 3 年間です。

申請番号 4 番，喜美留前原〇〇。畑。6,130 m²。更新の賃貸借契約で、大阪府大阪市在住の〇〇氏から畦布字の有限会社〇〇への契約。契約期間が令和 8 年 3 月 31 日から令和 14 年 3 月 30 日までの 6 年間です。

以上「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定するすべての要件に該当するものと判断いたします。審議のほどよろしくをお願いします。

○野村会長

新規の説明をお願いします。申請番号 2 番，三島委員。

○三島委員

受人〇〇氏への契約ですが、前は受人〇〇氏の母親が契約していました。母から子へ名前が変わっただけです。以上です。

○野村会長

申請番号 3 番，東委員。

○東委員

新里委員に代わり説明します。渡人〇〇氏の畑ですけれども、以前はみなしで別の方が借りていたのですが、その方が規模を縮小するというので、畑を返したいという話を聞いた受人〇〇氏が新里委員に渡人〇〇氏へ貸してもらえるか聞いて欲しいと相談がありました。前の耕作していた方が牛のための飼料を作っていたので、そのまま引き継いで、飼料畑を利用したいということもあって、受人〇〇氏に決まりました。以上です。

○野村会長

それでは、他に質問がありますか。

(なしの声)

ないようなので、一緒に採決をしたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数ですので、許可したいと思います。

それでは次にいきます。議案第 50 号、農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について、農地移動適正化あっせん事業実施要領第 9 に基づくあっせん申し出があったので、別紙のとおり提出する。併せてあっせん委員の選任をお願いします。説明をお願いします。

○三島主査

買いたいのあっせん申し出です。

整理番号 1 番、仁志赤水〇〇。畑。3,081 m²。申出者が仁志字の〇〇氏。希望価格は相場です。

続いて、借りたいのあっせん申し出です。

整理番号 1 番、土地の所在が瀬名字。畑。30,000 m²。申出者が、内城字の〇〇氏、希望価格は〇〇円/10 a です。新規就農者です。以上です。

○野村会長

買いたいのあっせんからいきたいと思います。あっせん価格、仁志字。亘委員どうですか。

○亘委員

相場が〇〇円から〇〇円となっておりますので、〇〇円くらいをお願いします。

○野村会長

では、あっせん価格は〇〇円から〇〇円。あっせん委員は仁志字と永嶺字。

続いて、借りたいのあっせん。村山委員お願いします。

○村山委員

畑があれば、相場の〇〇円をお願いします。

○野村会長

あっせん価格は〇〇円まで。あっせん委員は内城字と瀬名字。

他になにか質問はありますか。

(なしの声)

ないようなので、次にいきます。議案第 51 号、農地のあっせん申出の取り下げについて、あっせん申出をした農用地について、取り下げ申請がありましたので、審議をお願いします。説明をお願いします。

○三島主査

整理番号 1 番、喜美留笠瀬当〇〇。畑。170 m²。申出者が国頭字の〇〇氏。令和 7 年

11月の総会で買いたいのがあっせんが出ていましたが、抵当が入っているためあっせん不可となった為、取り下げとなります。

整理番号2番、国頭安座〇〇。畑。1,118㎡。申出者が国頭字の〇〇氏。令和6年8月に買いたいのがあっせんを出していましたが、売買不成立の為、取り下げとなります。以上です。

○野村会長

皆さん。何もないですか。

(なしの声)

それでは取り下げですので認めたいと思います。

次にいきます。議案第52号、非農地証明書の発行について、下記の者から非農地証明願いを受理したので、調査員による現地調査内容の報告後に審議をお願いします。説明をお願いします。

○先田局長

申請者が兵庫県神戸市在住の〇〇氏。畑の所在が出花名川助〇〇。登記地目が畑、現況地目が原野となっております。面積731㎡。別紙で配布しました非農地証明現地調査の⑥土地の現況調査者の意見としまして、申請地は和泊町役場から北へ約3キロ、農用地区域内。和泊町農業委員会告示第1号、和泊町現況証明書（非農地証明書）交付基準要領。第3条（5）に該当。以上のことから、申請地は非農地として判断することは、やむを得ないものと思われま。審議の方よろしくをお願いします。

○野村会長

調査員の意見を聞きたいので、松田委員をお願いします。

○松田委員

現地調査に同行し、添付写真よりも結構ひどい状態でした。調書の通りで間違いないです。以上です。

○野村会長

何か質問ありますか。

(なしの声)

ないようなので、採決します。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数ですので、許可したいと思います。

次にいきます。議案第53号、利用状況調査について。説明をお願いします。

○先田局長

利用状況調査ですが、昨年度に皆さんに確認していただいた中で、その他のリストです。リストに該当する各委員のタブレットに確認行程を送ってありますので、改めて現在の状況を確認していただけたらと思います。私が去年の暮れに少し回っただけでも調査時はその他でしたが、耕作されている畑がありましたので、改めて確認の方、お願い

したいと思います。畑の状態がすべてわかっている状態でしたら入力して送ってください。わからないところだけ、確認をしていただけたらと思います。日にちもないのですが、できれば1月末までに調査をよろしくお願いします。確認の畑のない委員の方には、送っていません。リストにある畑の委員の方だけ確認をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○野村会長

何か質問ありますか。

(なしの声)

ないようなので次に行きます。

報告、合意解約に関する報告については後で目を通してください。

その他、説明をお願いします。

○先山主査

令和7年度農業作業料金・農家労賃・諸賃金調べの協力についてですけれども、昭和35年以来、農業委員会組織で調査しております。この調査結果をもとに、各種用地取得や補償などの基礎資料として利用されて、農業労働力に関する調査としては他に類例を見ないとして、関係方面から高い評価を得られている調査となっております。

各労賃を調べた後、労賃以外のサービス業や、製造業等にも調査を依頼しております。和泊町の結果を県に報告して、県から全国農業会議所で取りまとめて、皆さんに結果を報告する流れになっております。各担当地区の掘り取り時期とか忙しい時に1日、パートで雇い入れているところ。雇い入れはない場合は該当者なしで出していただければよろしいです。大型農家で人を雇い入れしているところで、調査、協力依頼が可能なら聞いていただければ記入ください。教えられないという事であればそれはそれでいいと思います。報告を、1月29日(木)までに書類提出か、書類の写真を取ってメールでも、電話でも構いませんので、大変お忙しいと思いますけれども、主旨をご理解いただきましてご協力のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○野村会長

これで議案を終わりますが何かありましたらお願いします。

(なしの声)

ないようですので、これで終わります。次回は2月20日、9時から行います。議案の締め切りが2月10日、現地確認が12日。発送が17日となります。以上です。

令和8年 月 日

会 長 _____ .

署名委員 _____ .

署名委員 _____ .